

令和3年度事業計画

人口減少、少子化・超高齢化社会において、元気な高齢者が地域社会の課題解決の担い手となって活躍するシルバー事業の役割と期待はますます求められている状況下において、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、本年4月から70歳までの就業機会確保が企業の努力義務とされたことからシルバー人材センターの入会年齢が更に上昇することが見込まれ、シルバー人材センターを取り巻く環境がより一層厳しい状況となりつつあります。

こうした中、昨年は新型コロナウイルス感染症の世界的規模での拡大という未曾有の事態に見舞われたことで、雇用情勢をはじめ社会経済活動は大きな打撃を受けました。シルバー人材センター事業も全国はもとより、県内シルバー人材センターにおいても影響は顕著に表れ、特に春先は会員数及び事業契約において大幅な落ち込みとなりました。このような状況において、当シルバー人材センターでは一昨年度から役員・各委員会委員・事務局職員が知恵を絞り様々な取り組みを実施したことが実を結び、会員数においては2年連続の増加となり、就業状況においても特に「派遣事業」では、平成30年度及び令和元年度実績と比較して大幅な増加となっております。このことは、県内のシルバー人材センターの多くが実績で減少傾向にある中で数少ない会員数及び就業実績が増加したシルバーとなりましたことは会員の皆様による日頃のご努力の賜物と大変感謝しております。

今年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の動向にも留意しつつ、このような状況を「ピンチをチャンス」に変えることで守りに入らず、様々な可能性や場面を捉え、さらには各委員会の連携を強化しながら、きめ細やかな加入促進や会員のニーズを捉えた就業機会の開拓、未就業会員の就業促進など総合的に講じていきます。

その中でも特に事業所等へのチラシなどによる従来の情報提供に加え、積極的に事業所等に出向いて就業機会の確保を図るなど、受け身の姿勢から攻めの姿勢に転じます。さらに、介護予防事業、子育て支援事業等の需要の増加が見込まれることから、引き続き、女性会員の入会促進を重点的に取り組んでまいります。

また、役員・事業推進委員会が主導し、「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に沿った安全適正就業の徹底を図ります。

今後ともシルバー人材センターの使命を忘れることなく、会員・役職員が各々の経験と知恵を活かしながら「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと様々な課題に立ち向かい、地域を支える拠点となるシルバー事業の進展に主体性を持って積極的に取り組んでまいります。

関係各位及び会員のご理解とご協力をお願い申し上げます。

I 基本方針

- 1 普及啓発事業の推進
- 2 会員の加入促進及び就業機会の確保拡大
- 3 適正就業及び安全就業の推進
- 4 知識・技能の向上及び後継者育成のため各種講習会の開催
- 5 組織体制の整備及び健全な財政運営と効率化

II 事業実施計画

1 普及啓発事業の推進

- (1) 事業所などの訪問を行い、業務内容のPR活動を強化する。
- (2) 各種イベント等の中で、市民等にシルバーの業務内容の周知を図る。
- (3) 福祉施設へのタオルの寄贈等、各種のボランティア活動を実施する。

2 会員の加入促進及び就業機会の確保拡大

(1) 会員の加入促進と意識の高揚

- ① 理事を中心とした入会説明会の開催と説明内容の充実を図る。
- ② 市広報誌、FM放送、WEBサイトなど様々な媒体を利用して会員拡大に努める。
- ③ ハローワークと連携し、60歳以上の求職者にシルバー事業の紹介に努める。
- ④ 会員に「一人一声加入運動」の更なる周知を図り、加入促進に努める。
- ⑤ 介護・家事援助事業及び子育て支援事業の需要増加に対応するため、特に女性の入会促進に努める。
- ⑥ 「自主・自立・共働・共助」の基本理念に則り、会員の意識の高揚に努め、各種催し物等への参加と会員相互の交流を図る。

(2) 就業機会の確保拡大

- ① ハローワークの求人情報等を活用しながら、効率よく役員及び事業推進委員等による受注開拓・増加を図る。
- ② 受注状況を会員に公表することによる就業とのマッチングを推進するとともに、未就業会員へのフォローアップを図る。
- ③ 各種団体との連携や情報交換により、職種の拡大を図る。
- ④ ワークシェアリング及びローテーション就業の推進を図る。
- ⑤ 多様な就業機会確保のため、派遣事業や有料職業紹介事業の推進を図る。
- ⑥ 空き家の市外・県外所有者に管理業務の受注増加に努める。
- ⑦ 「訪問型サービスA」による福祉事業の拡大を図る。
- ⑧ 各業種間の会員交流を図り、情報等の共有を推進する。

3 適正就業及び安全就業の推進

- (1) 不適切な就労防止のため、会員及び発注者へ法令遵守の徹底を図る。
- (2) 就業先巡回指導の実施、及び指導の強化を図る。
- (3) 安全意識の高揚・啓発、及び周知の徹底を図る。
- (4) 救命講習会及び各種講習会の開催により、安全就業の推進を図る。
- (5) 交通安全活動の推進、及び交通事故防止の徹底を図る。

- (6) 健康管理意識の啓発により、健康維持に努める。
- (7) 就業相談会を定期的に開催し、会員の就業確保及び適正・安全就業の推進を図る。

4 知識・技能の向上及び後継者育成のため講習会の開催

- (1)刈払機取扱い講習会
- (2)ハンマーモア取扱い講習会
- (3)除草剤講習会
- (4)剪定講習会
- (5)冬囲い講習会
- (6)草取り講習会
- (7)障子・襖張り講習会
- (8)接遇・マナー、個人情報取扱い講習会
- (9)熱中症・害虫対策・安全器具取扱い講習会
- (10)救急講習会
- (11)交通安全・健康づくり講習会
- (12)介護・家事援助サービス講習会
- (13)料理講習会
- (14)清掃講習会
- (15)小物作り講習会

5 組織体制の整備及び健全な財政運営と効率化

- (1) 総会及び理事会並びに各委員会の活性化を図る。
- (2) 各委員会が相互に連携することで、事業の有効性・透明性を図る。
- (3) 会員組織（職群班等）の自主運営の推進を図る。
- (4) 会員活用やアウトソーシングを推進し、事務局職員の企画調整業務への取り組み強化を図る。
- (5) 国及び市補助金の確保に努める。
- (6) 事業の見直しを進めながら経費の縮減を図るとともに、受託事業の拡大により自主財源の確保に努める。

※数値的目標（令和3年度末）	
1. 契約金額	210,000千円以上
2. 受注件数	6,800件以上
3. 就業延人員	61,000人以上
4. 就業率	90.0%
5. 会員数	540人以上